

廃業等届出書

1. 廃業の届出

宅地建物取引業者が、下記の表の廃業理由に該当することとなった場合は、「廃業等届出書（様式第3号の5）」を免許権者（国土交通大臣、都道府県知事）に届出事由が生じた日から30日以内（ただし、宅地建物取引業者（個人）が死亡した場合は、相続人がその事実を知った日から30日以内。）に届け出なければなりません。

（届出と免許の効力）
 免許の効力は、①宅地建物取引業者（個人）が死亡した場合、または②法人が合併により消滅した場合は届出をまたず、その事実が発生したときに失効しますが、その他の場合、すなわち③破産した場合、④合併及び破産以外の理由により解散した場合、⑤廃業した場合には、その届出をしたときに失効することになります。

2. 廃業届の手続き

(1) 届出場所

高松市番町 4-1-10 県庁東館 7階
 香川県土木部住宅課 総務・宅地建物指導グループ TEL (087) 832-3582 (直通)

(2) 提出書類等（提出部数は1部）

- ① 廃業等届出書
- ② 免許証原本
- ③ 添付書類

廃業の理由	区分		届出人	廃業日	その他添付書類	免許証
	個人	法人				
1. 死亡	○	—	相続人	死亡日	<input type="checkbox"/> 死亡確認および相続人の分かる戸籍謄本	○
2. 合併による消滅	—	○	代表する役員であった者	消滅日	<input type="checkbox"/> 合併されたことが分かる商業登記簿謄本（被合併業者）	○
3. 破産	○	○	破産管財人	届出日	<input type="checkbox"/> 破産したことが分かる書面	○
4. 合併及び破産以外の理由による解散	—	○	清算人	届出日	<input type="checkbox"/> 解散したことが分かる商業登記簿謄本	○
5. 廃止	○	—	宅地建物取引業者であった者	届出日	<input type="checkbox"/> 従業者変更届出書	○
	—	○	代表者			

④ その他提出書類

従業者であった宅地建物取引士は、上記の届出とは別に下記の申請書等の提出が必要となります。

- 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第7号）
- 宅地建物取引士死亡等届出書（様式第7号の2）—死亡に伴う廃業の場合

チエック項目	チェック
①届出書（1部）	<input type="checkbox"/>
②添付書類（ <input type="checkbox"/> 免許証原本、 <input type="checkbox"/> その他添付書類）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 廃業理由と添付書類との関係	<input type="checkbox"/>
③廃業理由との届出人との関係	<input type="checkbox"/>
④その他	<input type="checkbox"/>
〔商号又は名称の台帳確認〕	<input type="checkbox"/>
〔氏名の台帳確認〕	<input type="checkbox"/>
〔主たる事務所の所在地の台帳確認〕	<input type="checkbox"/>
⑤添付書類内容と廃業日の一致	<input type="checkbox"/>
⑥ <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士死亡等届出書	<input type="checkbox"/>

(記 入 例)

様式第三号の五 (第五条の五関係)

(A4)

2 7 0

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和元年 5月 1日

香川県知事 殿

届出者 住 所 香川県高松市番町4-1-10

氏 名 代表取締役 香川 太郎

受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号
* * 3 7 (3) 9 9 9 9 9

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産 4. 解散 ⑤ 廃止
商号又は名称	番町不動産株式会社
氏名 (法人にあっては 代表者の氏名)	香川 太郎
主たる事務所の所在地	香川県高松市番町4-1-10
届出事由の生じた日	令和元年 5月 1日
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表社員 3. 破産管財人 4. 清算人 ⑤ 本人

} 該当するものの
番号を○で囲む

} 死亡の場合は、
死亡の事実を知
った日を付記す
ること。

} 該当するものの
番号を○で囲む

確認欄
*